

「不正競争防止法の見直しの方向性について」の概要

1．営業秘密の保護強化について

(1) 一般的な問題

営業秘密の三要件（有用性・非公知性・秘密管理性）は、引続き維持すべきである。

また、内部告発及び報道の自由を阻害しないよう、「不正の競争の目的」は、引続き刑事罰の要件とすべきである。

(2) 日本国外における営業秘密の不正使用・開示

取得に向けての不正の手段がなされた時に、又は保有者から示された時に日本国内で管理されている営業秘密を日本国外で使用・開示する行為について、諸外国と同様に、刑事罰の対象とすべきである。

(3) 退職者による営業秘密の不正使用・開示

元役員・従業員が、在職中に営業秘密漏洩の申し込みをし、又は請託を受けて、退職後に使用・開示した場合に刑事罰の対象とすべきである。

一方で、元役員・従業員が、営業秘密を特定した秘密保持契約に違反して、在職中に取得した営業秘密を使用・開示する行為については、契約の慣行が十分に定着していない中で導入すると、従業者を含め関係者に混乱を招きかねないことから、まずは契約の慣行の定着を促し、保護が不十分であれば罰則導入の方向で検討する。

秘密保持契約の内容については、将来的な刑事罰の適用可能性も考慮して、企業・従業者等にとって参考となるべき指針を作成し、企業内における適切な管理の検討を促すべきである。

(4) 営業秘密侵害罪に対する法人処罰の導入

不正の手段で営業秘密を取得して、使用・開示した従業員が属する法人について、法人処罰の対象とすべきである。

一方、営業秘密を正当に取得して不正に使用・開示した従業員が属する法人は、今回の法人処罰の対象としないこととすべきである。

法人の選任監督責任の内容については、企業の参考となるべき指針を作成が提供すべきである。

2．模倣品・海賊版対策について

(1) 著名な商品等表示の冒用に対する刑事罰の導入

偽ブランド商品等の被害を防ぐため、諸外国の立法事例を参考に、他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又はこれらを害する目的で他人の著名な商品等表示を冒用する行為について、刑事罰の対象とすべきである。

(2) 商品形態模倣行為に対する刑事罰の導入及び民事規定の明確化

短ライフサイクル商品等の二セモノ被害を防ぐため、不正の利益を得る目的で他人の商品を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為について、刑事罰の対象とすべきである。

これに併せて、模倣からの保護が適用されない「通常有する形態」を「当該商品の機能を確保するために不可欠の形態及びありふれた形態」に修正すると共に、「商品の形態」及び「模倣」の定義規定を置いて、違法行為を明確化すべきである。

保護期間は現行の 3 年のままとするが、将来の意匠制度変更を見据えながら継続的に検討すべきである。保護の終期の起算点となる販売場所は日本国内となることを明確化すべきである。

(3) データベースのデッドコピーについて

創作性がなく著作権法の保護が及ばないデータベースを保護するため、他人が営業上特定の者に提供しているデータベースを複製して、不正の競争の目的で、自己の商品として譲渡等する行為と不正競争行為とすることを検討したが、様々な意見と制約があることが分かった。

このため、今回の改正では導入しないこととし、今後は「新しい権利」を含め、導入に向けた具体的な検討を開始するべきである。

(4) 不正競争防止法違反物品に対する水際措置の導入

不正競争防止法に違反する行為を組成する物品（周知表示の混同、著名表示の冒用、商品形態模倣）について、商標権侵害物品等と同様に、関税定率法の輸入禁制品とし、税関における水際差止めの対象とすべきである。

その際、手続的公正及び判断の信頼性の観点から、差止申立対象の事前登録の仕組みを設けると共に、実際の疑義物品の該否判定に際して経済産業大臣が税関長に対して当事者の主張を聴取した上で意見を述べる仕組みを設けるべきである。

将来的には、諸外国の例を参考にしつつ、現行制度を発展させ、当事者の納得のいく制度を整備することについて今後とも検討すべきである。

3．罰則の強化について

不正競争防止法の刑事罰の水準を、他の知的財産法及び刑法の罰則との均衡を考慮し、現行の「3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金（併科なし）」を、原則として「5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金（併科あり）」とすべきである。

以上